

住宅除染を開始しました



市では、市内全域の空間放射線量率を年間1ミリシーベルト以下(毎時0.23マイクロシーベルト未満・地上1m)にすることを目標に、平成23年度から除染作業を行っています。これまで除染を行ってきた学校や公園などの施設に加え、ひたち野東3丁目をモデル地区として、5月から7月にかけて住宅地の除染を行いました。ひたち野東3丁目全体の約4割にあたる161世帯から申し込みをいただき、1,292カ所の測定箇所のうち、除染基準を超えた4カ所について除染を行った結果、全ての場所で除染基準を下回りました。

モデル地区の空間放射線量率の調査結果や除染作業量などを元に、今年度の除染対象として下記の4区域(表1)を選定し、現在、除染実施に向けた放射線量率調査を行っています。なお、牛久市除染実施計画では市内全域の住宅地を除染対象としており、今年度除染対象となっていない区域についても来年度以降、順次除染を実施する予定です。

表1. 除染実施スケジュール

対象区域	受付日	除染作業予定
	調査日	
ひたち野東、 下根町、中根町	※受付終了	平成26年2月
	※調査実施中	
上柏田	11月27日(水)～12月10日(火)	平成26年度
	12月11日(水)から	
中央、栄町	12月13日(金)～27日(金)	
	平成26年1月6日(月)から	
田宮、田宮町	平成26年1月20日(月)～31日(金)	
	平成26年2月3日(月)から	

● 除染までの流れ

住宅除染を実施するにあたり、空間放射線量率を調査しますので、郵送、電話、FAX、Eメールのいずれかの方法で調査をお申し込みください。

お住まいの区域によって受付期間が異なりますので、除染実施スケジュール(表1)をご確認の上、お申し込みください。

なお、調査受付および放射線量率調査は、市が委託している(株)環境研究センターが行います。

● 申し込み方法

表2を参考に、申し込み希望者はお申し込みください。

郵送の場合

住宅放射線測定申込書(対象区域に配布予定)または、**必要事項**①住宅の種別②住宅の所在地③住所④氏名⑤電話番号⑥Eメールアドレス⑦月々土曜日で立会い可能な曜日)を記入の上、お申し込みください。

申 〒305・0857つくば市羽成3・1(株)環境研究センター環境事業部牛久市放射線測定受付係

電話・FAXの場合

右記の必要事項をお伝えいただくか用紙に記入の上、お申し込みください。

表2. 各住宅種別における申込者について

住宅の種別		申込者
戸建住宅	持家	所有者
	賃貸	所有者または居住者
集合住宅	分譲	管理組合
	賃貸	所有者
	専用庭	専用庭居住者

ください。(電話での受け付けは、月々金曜日の午前9時～午後4時)

申 市放射線測定受付係 ☎ 879・5594 FAX 839・5527

Eメールの場合

件名を「住宅放射線測定申込」とし、上記の必要事項を記入の上、お申し込みください。

申 Eメール sokutei@erc-net.com

● 調査予定日の連絡について

市が委託した(株)環境研究センターが、調査予定日の5日前までに調査日についてご連絡します。

● 放射線量率調査について

(株)環境研究センターの調査員がお伺いして放射線量率の調査を行います。調査の際は、立ち会いをお願いします。

▽放射線量率調査の結果、毎時0.23マイクロシーベルト以上の場所がある場合は除染を行います。その場合は、改めて日程を調整して除染作業日を連絡します。(毎時0.23マイクロシーベルトを超える場所がない場合、除染は行いません)

住宅除染
Q&A

Q 誰が申し込むのですか？

A 住宅の所有者と居住者が異なる場合は、市職員または市が委託した業者が敷地内へ立ち入ること、放射線量率の測定や除染を実施することについて、申込者以外の所有者や居住者からも同意を得てください。また、関係する管理規約や賃貸借契約の内容をご確認いただき、市が放射線量率の測定や除染作業を実施することに支障がないことを確認した上でお申し込みください。

Q 測定や除染は先着順ですか？

A 先着順ではありません。測定および除染の順番は、放射線量の高低などを総合的に考慮しながら、順番を決定します。

Q 費用は無料ですか？

A 除染についての費用は国の補助金によって賄う予定ですので、皆さんの費用負担はありません。ただし、雨どい下の土砂などを除去した際、元通り埋めるために、庭の土でないものをご希望

の場合などは、原状回復費用がご自身の負担となります。

Q 牛久市に住民票は無いが、所有する住宅がある場合は、除染対象となりますか？

A この住宅に居住している方がいる場合は、除染の対象となります。人が住んでいる家が優先ですが、居住予定の有無など個別にご相談ください。

Q 除染の対象はどのように決定されますか？

A 環境省の除染関係ガイドラインに基づき、放射線量を測定した結果が、地上1mで毎時0.23マイクロシーベルト以上の箇所について除染を実施します。

Q なぜ毎時0.23マイクロシーベルト以上なのですか？

A 市では放射性物質汚染対処特別措置法に基づき除染に取り組み、追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下にすることを目指しています。追加被ばく線量年間1ミリシーベルトを、建物による放射線の遮蔽効果や、自然放射線の量などを考慮して、1時間当

りに算出すると毎時0.23マイクロシーベルトになります。

Q 除染はどのようにしますか？

A 放射線量の測定の結果、毎時0.23マイクロシーベルト以上の箇所について、環境省の除染関係ガイドラインなどに基づき除染を実施します。例えば、雨どい下の土が原因で空間線量率が高くなっている場合は、この部分の土を取り除いて、敷地内

に埋設保管します。除染作業は、【図1】の中から放射線量率を低くするために効果的な方法を選んで行います。作業によって発生した土などは除染を行ったお宅の敷地内で埋設保管とさせていただきます。

Q 庭全体の表土をはぎ取りますか？

A 庭全体の表土は、はぎ取りません。

Q 除去した土壌は引き取ってもらえますか？

A 市内には除去土壌の仮置き場や保管施設がありません。雨どいなどから除去した土砂などは、除染を行った住宅の敷地内に埋設保管していただくことになります。なお、ご自身で除染を行った際の除去土壌などを地上保管している場合、ご相談いただければ埋設の処理をします。

Q 2階のベランダなども除染してもらえますか？

A 2階以上の壁や雨どいおよび屋根の除染については、生活空間における空間線量率の低減への寄与が比較的小さいと考えられることから、除染の対象とはなりません。

【図1】住宅の除染方法

